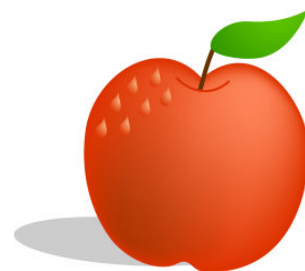


暮らしのクレジット便



相談ファイル

～「低金利で融資」というヤミ金融の「甘い」誘い～

〈相談内容〉

「超低金利・無担保・即日融資」といったダイレクトメール（DM）が届いた。早速、貸金業者に連絡し、200万円の融資を依頼したら、「あなたの返済能力を確認したいので、サラ金から20万円を借りて、それを保証金として送金してほしい。」と言われた。この貸金業者は信用できるか。

〈アドバイス〉

これは、ヤミ金融の典型的な手口で「融資保証金詐欺(貸します詐欺)」といえます。以前から多くの相談が寄せられていましたが、最近また相談が増えています。

借金返済に苦しむ多重債務者や借金のできない自己破産者などを狙ってDMや折込チラシなどを送り、「超低金利」「即日融資」「無審査」「おまとめローン(借金一本化)」などと融資の勧誘をします。スポーツ紙などに広告を出していることもあります。しかし、こんなうまい話はあり得ません。融資を受けようと連絡をすると、「信用が足りない」「返済能力を確認」といって他の貸金業者などから金を借りさせ、「保証金」などの名目で送金をさせようとします。もちろん振り込んでも融資は受けられず、業者との連絡が取れなくなり、「保証金」だけだまし取られるのです。相手にしないよう助言しました。



貸金業者は、国や都道府県に登録が義務付けられています。相談のあった業者は、まるで登録業者であるかのように「登録番号」を記載し、大手金融業者に類似した名称を使用していましたが、無登録業者でした。手口が巧妙な詐欺ですから、だまされないよう十分注意してください。

DMや折込チラシなどの低金利や好条件などの広告、宣伝に惑わされないように気をつけるとともに、勧誘があっても直接連絡しないことが大切です。登録業者かどうか公的機関（中国財務局や県の商工金融室など）に問い合わせるなど、くれぐれも慎重な対応をお願いします。

生活情報ファイル

～実在の弁護士名（事務所）をかたる架空請求にご注意～

ハガキや携帯メールによる架空請求の共通点は、相手が何とかして連絡を取らせようとするところにあります。

これまでも「債権回収機構（会社）」や「裁判所」などを名乗り、「情報料金」等の未払いのものがあるため「民事訴訟」と脅す手口はありました。

今回は、実在する法律事務所及び弁護士名をかたって、ハガキ（「民事提訴通知書」）を送り付ける架空請求の新たな手口です。

ハガキの内容は、「通信販売で購入した商品の代金が支払われていないので、〇〇法律事務所が代理人となり、民事訴訟する」と記載されており、「法律事務所」への連絡を促していますが、具体的な商品名や金額については全く記載がありません。

調べてみると、ハガキにある法律事務所及び弁護士は実在するものの、住所や電話番号などの連絡先は全く異なるものでした。

不用意に連絡すると、民事訴訟を取り下げるための料金を請求されるおそれがあります。

対応策は、これまでの様々な架空請求への対応と同様に、身に覚えがない請求であれば連絡せずに無視し支払わないこと。覚えがあってもまず最寄りの消費生活相談窓口へ相談してください。

民事提訴通知書

先日××からお買い上げいただいた際の入金について...
...日をもって、私も〇〇法律事務所が代理人として担当することとなりました...民事訴訟の手続きを執らせていただきます...
裁判執行予定日 10月 日

(株)××
Tel:
〇〇法律事務所
Tel:

具体的な商品名や金額について全く記載がありません。

市町からこんにちは。(今日は江田島市からです)

江田島市では、今年度に入り振り込め詐欺等の事案が多数発生したため、高齢者を対象にした消費者啓発講座を開催しました。講師は広島県から消費生活相談員等を派遣していただき、「高齢者を狙う悪徳商法」について講演が行われました。受講した方からは、分かり易い説明でとても勉強になったと好評でした。



一方、当課では、防犯に関する業務も行っており、江田島警察署との連携を密にし、犯罪防止に努めています。

7月28日(土)には江田島市防犯連合会主催で「江田島市安全・安心なまちづくり市民の集い」が開催されました。この集いは市民・行政・警察・事業所・各種ボランティア等がそれぞれの立場から、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指したもので、市民約400名が参加しました。大会では、減らそう犯罪情報官による講演、警察署員による振り込み詐欺防止の寸劇等が行われ、防犯に対する意識高揚に繋がりました。

江田島市さん ありがとうございます。

くらしのまめちしき

～先月(9月)号の答え合わせ(「消費者力試験」)～

◎過去問に挑戦(第3回検定「一般コース」より)



Q 投資信託について述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 投資信託は値動きのある株式や債券に投資するので、元本保証はない。
- 2 投資信託の販売ができるのは証券会社にかぎられている。
- 3 投資信託の売買にかかる費用は投資信託の代金と販売手数料だけである。
- 4 投資信託購入時の支払い総額を基準価額(価格)という。 正解は1番です。

(解説)投資信託とは、多くの投資家から集めた資金を一つにまとめて大きな資金(信託財産)にし、専門家が株式や債券などに投資・運用する金融商品のことで、ファンドともいう。値動きのある株式や債券に投資するので元本保証はない。したがって1番が正解である。

投資信託は銀行や信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、証券会社、郵便局などさまざまな金融機関で販売されている。また、商品によっては投資信託運用会社が直接販売したものもある。

投資信託を購入するときは投資信託の代金のほかに販売会社に販売手数料を支払う。このほか、信託財産から間接的に負担する信託報酬や収益に税金がかかり、解約手数料が必要になることもある。

基準価額(価格)とは、投資信託1口あたりの時価のことで、投資信託の買い付け代金や解約代金を計算する基準になる。毎月分配型の投資信託などの場合、分配金の魅力にのみ目がいき、基準価額(価格)の変動を見落としがちになるので気をつけたい。

第4回消費者力検定の申込みは10月20日までです。

興味のある方は(財)日本消費者協会ホームページ(URL:<http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/>)を

発行元:広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先でご自由に変えていただいても構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。